

企画趣旨

——著作権法罰則を内と外から眺めて

深町晋也

1 本企画の背景・趣旨

本誌においては、2022年11月号（94巻11号）から2025年3月号（97巻3号）まで、谷川和幸・関西学院大学教授及び西貝吉晃・千葉大学教授を企画代表とする「著作権法と刑法の語らい」と題する連載（以下、「語らい連載」）が公刊されていた。著作権法が民事法的規定のみならず刑事法的規定（罰則）をも有し、民事法及び刑事法における著作権侵害の範囲・内容は一致すると解されることからすれば、その処罰範囲が極めて広範に亘る可能性がある¹⁾。それにも拘らず、従来、著作権法と刑法の研究者間での対話の機会が乏しかったことに鑑み、「語らい連載」においては、刑法の目から見た著作権法の問題や著作権法の目から見た刑法の問題を率直に議論することにより、著作権法と刑法を巡る理論的・実務的課題に正面から取り組むことを目的とした。すなわち、同一の問題につき、著作権法から見た議論と刑法から見た議論とをそれぞれ行い、最後にいわば「ジンテーゼ」として両方の立場から見た議論を行うことで、著作権法と刑法との相互理解を進めつつ、相互の領域に乗り入れして問題解決が図られている。

他方、「語らい連載」とは別個のプロジェクトとして、現在、金子敏哉・明治大学教授を研究代表者とする科研費・基盤研究（B）「著作権法罰則の運用実態調査に基づく解釈・立法の構築」において、著作権法罰則の比較法研究及び著作権法

罰則の適用状況に関する裁判例調査が進められている。そのうち、後者においては、未公判裁判例（但し略式事件を除く）の閲覧謄写請求を日本全国の検察庁に対して行った結果、現時点で662件の判決（以下、「収集裁判例」）を収集することができる。また、前者についても、ドイツ語圏を中心とした著作権法罰則のあり方について研究が行われている²⁾。

以上の研究・調査を基にしつつ、著作権法罰則を巡る理論的・実務的課題として抽出された問題群を、「内からの視点（裁判例・実務の状況）」及び「外からの視点（比較法）」の2方向から分析・検討することにより、著作権法と刑法との協働による解決を目指すことが、本企画の目的である。日本法における法的課題が実務においてどの程度自覚的に論じられているのかといった問いは、分析的な「内からの視点」を通して初めて回答可能であろう。また、日本法における法的課題（例えば、処罰範囲が広範に亘ることや刑事手続が民事手続の道具として用いられること）が、比較法的に見ても共通して生じている問題であるのか、また、仮にそうした問題が生じていないとすればその原因はどこにあるのかといった問いは、多角的な「外からの視点」を考慮して初めて適切に考察することが可能であろう。

2 本特集の内容

(1) 内からの視点

日本における著作権法罰則の解釈・適用を支え

1) 谷川和幸＝西貝吉晃「企画趣旨」法律時報94巻11号（2022年）110頁参照。但し、「語らい連載」の最終回においては、「現実には、民事訴訟の結果として著作権侵害が認められた事案のすべてが事後的に起訴されて有罪となっているわけではなく、起訴便宜主義の下で一定のスクリーニングがされている」との推測が示されており（谷川和幸＝西貝吉晃「これからの語らい」法律時報97巻3号〔2025年〕148頁）、本特集の谷川＝今井論文においてはこの推測に対して一定の回答が示されている。

2) 例えば、オーストリアにおける私訴犯罪としての著作権侵害罪を詳細に検討したものとして、深町晋也「著作権法罰則における親告罪規定」法律時報96巻12号（2024年）104頁以下参照。